

教 総 第 2 9 2 2 号
令和5年（2023年）2月22日

各 部 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

マスクの着用に関する道作成リーフレットについて（通知）

このことについて、別添写しのとおり保健福祉部長（新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室長（感染拡大防止担当））から通知があったので、お知らせします。

各所属におかれましては、所管する関係機関や団体等への周知について御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、4月1日以降の学校教育活動におけるマスクの着用の取扱いについては、別途お知らせします。

総務政策局総務課総務係 田海
Tel 011-231-4111(代表) 内線35-112
FAX011-281-1487

(写)

感染症第5378号
令和5年(2023年)2月21日

各部(局)長
教 育 長 様
警 察 本 部 長
(新型コロナウイルス感染症対策本部員)

保 健 福 祉 部 長
〔 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症
対 策 本 部 指 揮 室 長 (感 染 拡 大 防 止 担 当) 〕

マスクの着用に関する道作成リーフレットについて(通知)

令和5年2月13日付け感染症第5222号において、令和5年3月13日以降のマスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする旨、通知したところですが、今般、道においても、道民にマスクの着用について正しく理解していただくため、リーフレットを作成しました。

つきましては、所管の関係機関や団体等に幅広く周知願います。

記

1 添付書類

- (1) 道作成リーフレット(PDF)
- (2) 道作成リーフレット(編集可能ファイル pptx)

2 参考

マスクの着用についての取扱い(北海道ホームページ)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/masuku.html>

〔 感染症対策局感染症対策課
疫学調査係
TEL : 011-206-0485 (直通)
内線 : 6-210-38-966 〕

令和5年3月13日から マスク着用は、 個人の選択 が尊重されます

これからのコロナを
一緒に考えていくホ!



漫画で解説!
今後の感染対策について

マスク着用を推奨する場面



病院に行くとき



高齢者施設など
に行くとき



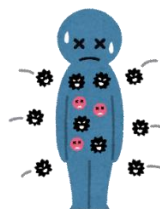
混雑した乗り物の中

かぜ症状のある方
かぜ症状のある
同居家族がいる方



やむを得ず外出する際は
マスクを着用

マスク着用が
効果的な方



重症化リスクの高い方
が混雑した場所へ行くとき

『ご自身』や『身近な人』を守るために、考えよう

※事業者の判断で、従業員や利用者がマスク着用を求められる場合があります。

様々な理由から、マスクを着用できない方も、
マスクを着用する必要がある方もいらっしゃいます。

『正しく理解し、思いやりのある行動を』

引き続き、基本的な感染対策のご協力をお願いします。

